

## ドイツにおける介護分野の実習指導者（Praxisanleiter）の養成制度

静岡県立大学短期大学部  
高 木 剛

### 1. はじめに

2018年2月15日に社会保障審議会福祉部会・福祉人材確保専門委員会から『介護福祉士養成課程における教育内容の見直し』検討のまとめ』が示され、大学や専門学校などの介護福祉士養成施設における新カリキュラム案の全体像が明確になった。新カリキュラムの導入は、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法一部改正以来となる。その詳細な内容は別稿に譲るが、「望まれる介護福祉士像」を踏まえた教育内容、ねらい、教育に含むべき事項が示されたほか、新たに留意点が追加される見込みである。利用者の多様化・複雑化・高度化するニーズに対応するため、より資質の高い介護福祉士を養成することがそのねらいであることは言うまでもない。

このような動きの中で介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等の見直しにも注視する必要がある。当講習会は、前述の2007年の社会福祉士及び介護福祉士法一部改正によって導入され、実習施設・事業等（Ⅱ）の実習指導者の要件<sup>1)</sup>としてその受講が義務づけられた（表1）。これまで当講習会のカリキュラム等の見直しは実施されていないが、資質の高い介護福祉士を養成するうえで実習指導の水準向上も求められるため、今後、カリキュラム等の見直しに向けた活発な議論が熱望される。

ところで、わが国の介護福祉士制度の創設においては、ドイツのAltenpflegerを参考にした経緯がある。そのため、Altenpflegeheim（高齢者

介護施設）などで実習指導を担うPraxisanleiterの養成教育カリキュラム等はわが国の介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等を検討するうえで少なからず示唆を得ることができると考える。しかし、わが国ではPraxisanleiter養成に係る先行研究は皆無に等しいため、その現況はほとんど紹介されていない。

そこで、本研究は、わが国の介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等の改善方策の検討に資するため、ドイツにおけるPraxisanleiterの養成制度について整理した。

### 2. 研究方法

本研究は、『Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin/ zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen』(2005)<sup>2)</sup>などの文献・資料のほか、Praxisanleiterを養成する事業者の実施要項等<sup>3)~5)</sup>をもとに、ドイツにおけるPraxisanleiterの養成制度の概要（構成、教育内容、時間数、費用など）について整理した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は文献・資料等によるもので、引用にあたっては出典を明記した。

### 4. ドイツにおけるPraxisanleiterの役割と養成制度の枠組み

ドイツにおける高齢者介護の中心的な担い手

として、Altenpfleger が挙げられる（表2）。従来は、各州の法律にもとづいて養成されてきたため、養成教育内容などに差が見られた。また、Altenpflegeheim（高齢者介護施設）などで訓練生の実習指導を担う Praxisanleiter 養成については、その基準を設定している州もあれば、設定していない州もあり、州によって異なっていた。

2003年8月1日に「老人介護の職業に関する法律」（Gesetz über die Berufe in der Altenpflege）（以下、Altenpflegegesetz<sup>6)</sup>）が施行され、Altenpfleger が連邦国家資格として新たなスタートを切ったが、その際に、Praxisanleiter の要件も標準化された。

Praxisanleiter の任務は、Altenpflegeschule などの教員と協力して、訓練生が職業上の任務を自立して遂行できるよう導くことである。就業場所は、高齢者介護施設、障害者支援施設、リハビリテーションクリニック、通所介護事業所など多岐に渡る。Praxisanleiter になるには、Altenpflegegesetz、並びに Altenpflege-Ausbildungs- und Prüfungsverordnung<sup>7)</sup> で定める2つの要件を満たさなければならない。その要件の一つは、Altenpfleger あるいは Gesundheits- und Krankenpfleger として2年以上の実務経験を有することで、もう一つは、実習指導の能力を有することである。後者については、通常、Praxisanleiter の養成課程を修了することで認められる。

また、Praxisanleiter の養成教育は、連邦省である Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend（以下、BMFSFJ）が推奨する枠組み<sup>8)</sup> をもとに、各州が責任をもって定める。BMFSFJ が推奨する養成教育内容として、Altenpflegegesetz の法的規準、責任法・刑法・労働法等の法制度、Altenpfleger 養成（教育）の計画策定、問題を抱える訓練生への対応、指導プロセスの展開、成果の判断・評価、自己管理などが列挙されている<sup>8)</sup>。なお、養成教育時間数は、最低200時間を確保しなければならないが、通常、養成課程の修了時には修了試験が課せられる。

## 5. ドイツ各州における Praxisanleiter の養成教育の概要

Praxisanleiter の養成教育内容及びその時間数の例として、ハンブルク州においては、理論教育として「介護職における要求の変遷」（Wandel der Anforderungen in Pflegeberufen）（20時間）、「事業所における養成教育の計画策定と形態化」（Planung und Gestaltung betrieblicher Ausbildung）（25時間）、「職業的行為コンピテンシーの発展」（Entwicklung von beruflicher Handlungskompetenz）（40時間）など6科目で計200時間が配分されている（表3）。そのほか実務教育及び修了試験（計100時間）があり、合計300時間を要する<sup>2)</sup>。なお、修了試験では、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる<sup>2)</sup>。また、バイエルン州では、理論教育（200時間）がモジュールAとモジュールBの2つで構成されている。モジュールAの科目には、「心理学と教育学の基礎」（Psychologische und Pädagogische Grundlagen）（32時間）、「コミュニケーションとディスカッション」（Kommunikation und Gesprächsführung）（24時間）、「指導過程の計画策定と形態化」（Planung und Gestaltung des Anleitungsprozesses）（40時間）など6科目があり、計152時間が配分されている。また、モジュールBは、「資質の管理」（Qualitätsmanagement）（32時間）、「法律」（Recht）（16時間）の2科目で、計48時間が配分されている（表4）。これ以外に、実務教育及び修了試験（計16時間）があり、合計216時間を要する<sup>9)</sup>。なお、修了試験では、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる<sup>9)</sup>。さらに、ラインラント・プファルツ州では、理論教育（300時間）が基本モジュール1・2と専門モジュール1・2の4つのモジュールで構成され、それぞれ「関係の注意深い形成」（Beziehung achtsam gestalten）（60時間）、「体系的な仕事」（Systematisches Arbeiten）（30時間）、「職業的役割理解の深化」（Professionelles Rollenverständnis entwickeln）（60時間）、「実践分野における教育・学修・指導過程の形態化」（Lehr-, Lern- und Beratungsprozesse im Praxisfeld gestalten）（150時間）に関する内容（表5）が組まれている<sup>10)</sup>。

これ以外に、修了試験（8時間）として、筆記試験、口述試験が課せられる<sup>10)</sup>。

上記の州のほか、ヘッセン州（理論教育210時間、実務教育160時間；合計370時間<sup>11)</sup>）、ザクセン州（理論教育276時間、実務教育16時間；合計292時間<sup>12)</sup>）、チューリンゲン州（理論教育204時間、実務教育20時間、合計224時間<sup>13)</sup>）、ノルトライン・ヴェストファーレン州（理論教育160時間、実務教育時間40時間、合計200時間<sup>14)</sup>）など、州によって差が見られる（表6）。

## 6. Praxisanleiter の養成機関・団体と養成スケジュールの実例

現在、Praxisanleiter の養成は、Altenpflegeschuleなどの教育機関のほか、慈善団体、専門職能団体、民間会社などで実施されている。養成期間や費用等は、州あるいは事業者によって若干異なる。例えば、ハンブルク州にあるA事業者（Fachakademie für Gesundheitsberufe<sup>3)</sup>）での養成期間（時間数）は10ヶ月間（300時間）で、週2日間（11Block）及び週3日間（1Block）の計12Blockで通常は水曜日と木曜日の8時00分～15時00分で実施されている。費用は1,645ユーロである（表7）。また、バイエルン州にあるB事業者（Gemeinnützige Gesellschaft für soziale Dienste<sup>4)</sup>）は、ミュンヘン、ローゼンハイム、ニュルンベルクなど12会場を有しており、養成期間（時間数）は6ヶ月間（216時間）で、月曜日から金曜日のうち1～5日間（計7Block）で8時45分～16時00分（各会場によって時間帯は若干異なる）で実施されている。費用は1,292ユーロである（表7）。また、ラインラント・プファルツ州にあるC事業者（Institut für Fort- und Weiterbildung<sup>5)</sup>）での養成期間（時間数）は8ヶ月間（308時間）で、月曜日から金曜日のうち1～5日間（計8Block）で8時15分～16時00分で実施されている。費用は1,292ユーロ（2018年1月に州規則が改正され、Praxisanleiter の理論教育時間数が200時間から300時間に増えたが、当事業者での費用は据え置き）である<sup>15)</sup>（表7）。

## 7. まとめ

本研究の結果、ドイツのPraxisanleiter の養成制度について少なくとも次のことが明らかとなった。

第一に、Praxisanleiter になるための要件として、Altenpfleger あるいは Gesundheits-und Krankenpfleger として2年以上の実務経験を有することと、実習指導の能力を有することである。

第二に、Praxisanleiter の養成（教育）は、BMFSFJ が推奨する枠組みをもとに、各州が責任をもって定めていることである。

第三に、Praxisanleiter の養成教育時間数は、最低200時間を確保しなければならず、通常、養成課程の修了時には修了試験が課せられることである。

第四に、Praxisanleiter の養成教育時間数は、ハンブルク州（300時間）、バイエルン州（216時間）など州によって差が見られることである。

第五に、Praxisanleiter を養成する機関・団体は、教育機関、慈善団体、専門職能団体、民間会社など多様なことである。

第六に、Praxisanleiter の養成教育に要する費用は養成教育時間数によって異なるが、200時間で概ね1,300ユーロ程度である。

## 8. おわりに

冒頭で触れたとおり、わが国の介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等は、創設されてから現在に至るまで一度も見直しがなされていない。近年では、実習指導者が実習生の姿勢や能力に困惑するケースが目立っているほか、外国人留学生の増加に伴ない実習指導者が実習生の指導や評価等の方法に苦慮するケースが見受けられる。このようなケースに対応し得る実習指導者を養成するためにも、現行のカリキュラム等の妥当性を評価し、必要な見直しをする時期に来ているのではないだろうか。

本稿ではPraxisanleiter の養成制度の概要を整理するに留まったが、今後は教育内容や修了評価などの詳細について整理したい。

<引用・参考文献>

- 1) 「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」厚生労働省ホームページ, pp45-51. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf>) (2017年12月1日閲覧)
- 2) AMTLICHER ANZEIGER (Amtl. Anz. Nr. 81 FREITAG, DEN 7. OKTOBER 2005) Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin/zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen.
- 3) <http://www.maxq-hamburg.net/angebote/praxisanleitung.html> (2018年5月2日閲覧)
- 4) <http://www.ggsd.de/bildungsangebote/weiterbildung-gestalten-sie-ihre-zukunft/fachweiter-bildungen/praxisanleitung-in-der-alten-krankenpflege-berufspaedagogische-weiterbildung> (2018年4月30日閲覧)
- 5) <https://www.kk-km.de/kkkm/index.php> (2018年4月30日閲覧)
- 6) Gesetz über die Berufe in der Altenpflege (Altenpflegegesetz - AltPflG) vom 17. November 2000 (BGBl I S. 1513).
- 7) Ausbildungs- und Prüfungsverordnung für den Beruf der Altenpflegerin und des Altenpflegers (Altenpflege-Ausbildungs- und Prüfungsverordnung - AltPflAPrV). Vom 26. November 2002 (BGBl. I S. 4418, 4429).
- 8) Erfolgreiche Praxisanleitung in der Altenpflegeausbildung- Eine Investition in die Zukunft -Empfehlungen für Ausbildungsstätten in der Altenpflege : Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2006).
- 9) Verordnung zur Ausführung des Pflege- und Wohnqualitätsgesetzes (AVPflWoqG) Vom 27. Juli 2011 (GVBl.S. 346, BayRS 2170-5-1-G)
- 10) Weiterbildungsordnung der Landespflegekammer Rheinland-Pfalz (Stand: 17. 01. 2018)
- 11) Hessische Weiterbildungs- und Prüfungsordnung für die Pflege und Entbindungspflege (WPO-Pflege) Vom 6. Dezember 2010 (GVBl. I S. 654)
- 12) Verordnung des Sächsischen Staatsministeriums für Soziales über die Weiterbildung in den Gesundheitsfachberufen (Weiterbildungsverordnung Gesundheitsfachberufe - SächsGfWBVO) 22. Mai 2007 (SächsGVBl. S. 209)
- 13) Thüringer Verordnung zur Durchführung der Weiterbildungen in den Pflegefachberufen (Thüringer Pflegefachberufe- Weiterbildungsverordnung) Vom 24. Januar 2010 (GVBl. 2010, 41)
- 14) Standard zur berufspädagogischen Weiterbildung zur Praxisanleitung in der Altenpflege in Nordrhein-Westfalen: Ministerium für Arbeit, Gesundheit und Soziales des Landes Nordrhein-Westfalen Überarbeitete Fassung vom September 2006
- 15) [https://www.bildungscampus-koblenz.de/media-bick/docs/Fort-und-Weiterbildung/broschuere\\_01\\_2018\\_Final.pdf](https://www.bildungscampus-koblenz.de/media-bick/docs/Fort-und-Weiterbildung/broschuere_01_2018_Final.pdf). (2018年4月28日閲覧)

表1. わが国の実習指導者の資格

	実習施設・事業等 (I)	実習施設・事業等 (II)
区 分	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心に、コミュニケーション実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等に重点をおいた実習施設・事業等	一つの施設・事業等において一定期間以上、継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習施設・事業等
実習指導者の資格	介護福祉士の資格を有する者又は3年以上の実務経験を有する者	介護福祉士として3年以上の実務経験を有し、かつ講習会を修了した者

(出典)「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」厚生労働省ホームページ, pp45-51. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf>) より筆者作成

表2. ドイツにおける Altenpfleger 養成の概要

項 目	内 容
資 格	連邦国家資格
法 的 根 拠	Altenpflegegesetz (2003年8月1日施行)
養 成 教 育	3年間
養 成 期 間	理論教育 2100 時間、実務教育 2500 時間
実 務 教 育	高齢者介護施設、通所介護事業所、訪問介護事業所、病院、リハビリテーション施設等
修 了 試 験	筆記試験、口述試験、実技試験

(出典) Gesetz über die Berufe in der Altenpflege (Altenpflegegesetz - AltPflG) vom 17. November 2000 (BGBl I S. 1513) などにより筆者作成

表3. ハンブルク州における Praxisanleiter の養成教育カリキュラム (理論教育) の概要

分 野	科 目 名	時間数	内 容
1	介護職における要求の変遷	20	人口動態が介護職に与える影響、介護職における養成教育に対する要求など
2	事業所における養成教育の計画策定と形態化	25	養成教育のスケジュール作成、実技試験の準備・実施への協力など
3	職業的行為コンピテンシーの発展	40	生徒の人格・教科・社会・方法に係る各コンピテンシーの発展など
4	学修の企画・準備および指導	55	学修領域という概念、学修の過程、能動的学修、学修計画など
5	養成教育の成果に関する評価	30	Praxisanleiter の役割、養成教育のプロセスに関する評価など
6	高齢者介護における養成教育のための法的枠組み条件	30	高齢者介護のための養成教育に関する規定、責任法と養成教育など

(出典) AMTLICHER ANZEIGER (Amtl. Anz. Nr. 81 FREITAG, DEN 7. OKTOBER 2005) Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin/zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen より筆者作成

表4. バイエルン州における Praxisanleiter の養成教育カリキュラム (理論教育) の概要

分 野	科 目 名	時 間 数
モジュールA： 指導能力		(152)
A 1	心理学と教育学の基礎	32
A 2	コミュニケーションとディスカッション	24
A 3	指導過程の計画策定と形態化	40
A 4	評価と試験	24
A 5	学修支援	16
A 6	役割コンピテンシー	16
モジュールB： 組織能力		(48)
B 1	資質の管理	32
B 2	法律	16

(出典) Verordnung zur Ausführung des Pflege- und Wohnqualitätsgesetzes (AVPfleWoqG) Vom 27. Juli 2011 (GVBl. S. 346, BayRS 2170-5-1-G) より筆者作成

表5. ラインラント・プアルツ州における Praxisanleiter の養成教育カリキュラム（理論教育）の概要

分野	科目名	時間数
基本モジュール1：関係の注意深い形成		(60)
1	相互作用	14
2	倫理的行動	14
3	セルフケア	32
基本モジュール2：体系的な仕事		(30)
専門モジュール1：職業的役割理解の深化		(60)
1	介護職における実習指導者の役割	30
2	職業的関係の形成	30
専門モジュール2：実践分野における教育・学修・指導過程の形態化		(150)
1	実践分野における学修過程の形成	70
2	判定と評価	40
3	実践分野での助言	40

(出典) Weiterbildungsordnung der Landespflegekammer Rheinland-Pfalz (Stand: 17. 01. 2018) より筆者作成

表6. ドイツにおける Praxisanleiter の養成教育カリキュラムの例

	ヘッセン州	ザクセン州	チューリンゲン州	ノルトライン・ヴェストファーレン州
理論教育	210	276	204	160
実務教育	160	16	20	40
合計	370	292	224	200

(出典) Hessische Weiterbildungs- und Prüfungsordnung für die Pflege und Entbindungspflege (WPO-Pflege) Vom 6. Dezember 2010 (GVBl. I S. 654) などにより筆者作成

表7. Praxisanleiter の養成教育機関・団体における養成期間や費用等の例

	A事業者 (ハンブルク州)	B事業者 (バイエルン州)	C事業者 (ラインラント・プアルツ州)
養成時間数	300時間	216時間	308時間
養成期間	10ヶ月間	6ヶ月間	8ヶ月間
開講時間	8時～15時	8時45分～16時	8時15分～16時
費用	1,645ユーロ	1,292ユーロ	1,292ユーロ

(出典) <http://www.maxq-hamburg.net/angebote/praxisanleitung.html> などにより筆者作成